

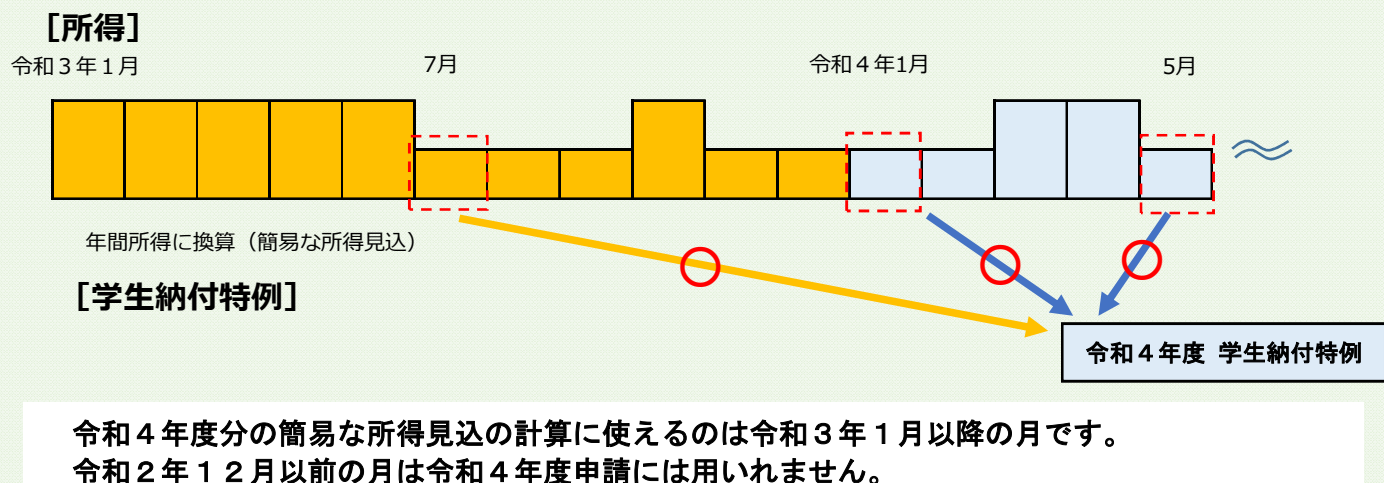
臨時特例の申立に用いる所得見込額について

令和4年度分の学生納付特例対象期間は、令和4年4月分から令和5年3月分までです。

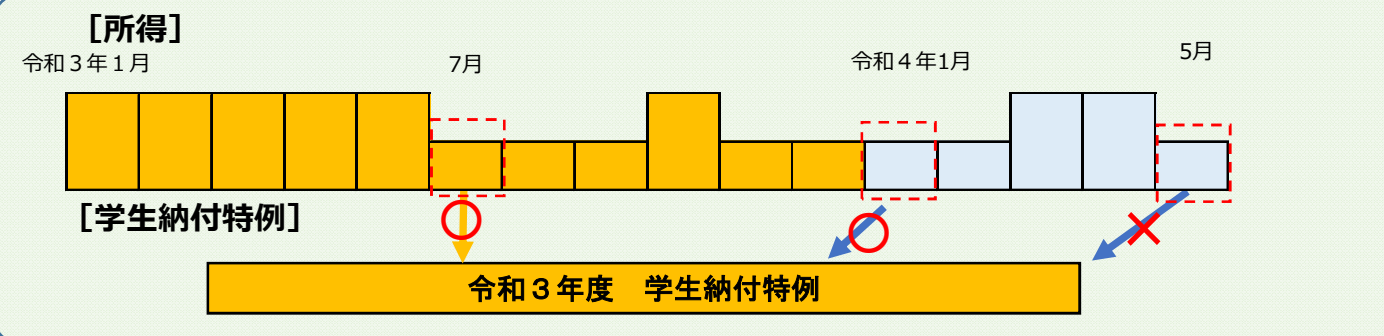
1. 簡易な所得見込の計算に用いることができる期間

令和4年度の学生納付特例申請については、簡易な所得見込の計算に用いることができる所得の期間は、令和3年1月分以降のいずれかの月です。

例えば・・・



なお、令和3年度の学生納付特例申請については、令和4年5月以降の月は、簡易な所得見込の計算に用いることはできません。



2. 令和2年度申請を併せて受け付ける際の給与所得控除等の注意点について

税制改正により、令和2年中の所得の計算から給与所得控除、公的年金等控除の額が改正されたため、令和2年度と、令和3年度及び4年度の簡易な所得見込計算の控除額が異なりますので、過年度申請を受け付ける際は、引き続きご注意ください。

(例) 給与所得控除による計算例

令和2年度の申請における簡易な所得見込

令和2年2月から令和3年4月までのいずれかの月の所得×12(月) — 65万円

令和3年度の申請における簡易な所得見込

令和2年2月から令和4年4月までのいずれかの月の所得×12(月) — 55万円

令和4年度の申請における簡易な所得見込

令和3年1月から令和5年4月までのいずれかの月の所得×12(月) — 55万円